

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

① 法人本部事務局	3 P
② 障害児入所施設わかふじ寮	9 P
③ 児童発達支援事業所あっぷる	19 P
④ 相談支援事業所わかふじ	29 P
⑤ 障害者支援施設レジデンスわかふじ	35 P
⑥ 障害者支援施設わかふじ寮	45 P
⑦ 多機能型事業所四万十工房	57 P
⑧ 共同生活援助事業所ぼっちり村	69 P

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：法人本部事務局

令和7年度 法人本部事務局 事業計画書

令和6年4月から、当法人の全ての事業について、将来展望を踏まえ抜本的な見直しを図った結果、収支に関しては、大きく回復することができました。

令和7年度の当法人をとり巻く状況は、急激な物価高騰による経費の増加、企業等における賃上げが進む中で、俸給表改定に伴う人件費の増大、良質なサービスを提供するための人材確保の困難性が増す状況などにより、経営環境が益々厳しくなると見込まれます。

こうした課題に対し、現状の把握と分析をしっかりと行い、経営改善や人事管理の取組を実施することで、困難な状況に適切に対応してまいります。

1. 重点目標

(1) 経営改善の取組

- ① 各就業規則の見直しの検討
- ② 法人全体の収益見通しの精査

(2) 人事管理の取組

- ① ハローワーク、人材バンク、情報収集、発信の強化による再雇用職員、世話人及びパートタイム職員等の確保
- ② 職員の適材適所配置、必要に応じた人事異動の実施
- ③ 各種研修への参加・法人内研修の充実による確実なスキルアップ

(3) 法人の情報発信

- ① ホームページによる最新情報更新

2. 委託事業関係

業務内容	委託先		
顧問弁護士	行田法律事務所	弁護士	行田 博文
顧問税理士	濱本健太郎税理士事務所	税理士	濱本 健太郎
顧問労務士	さくら社会保険労務士法人	社会保険労務士	上田 宜洋
嘱託医	松岡歯科医院	医師	松岡 郷一
	医療法人一条会 渡川病院	医師	吉本 啓一郎
	医療法人和光会 木俵病院	医師	木俵 光一
給食業務	(株)高南メディカル		

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

県有財産（旧中村通勤寮及び旧多機能事業所「アオ」跡地）の土地（1277.4 m²）の購入（13,796 千円）

(2) 工事関係

特にありません。

4. 年間スケジュール（予定）

開催月	内 容	提 要
4 月	定期人事異動	
5 月	令和 6 年度 決算監査	
6 月	令和 7 年度 第 1 回理事会	令和 6 年度 事業報告・決算 理事・監事・評議員候補者の推薦 評議員選任・解任委員の選任
	評議員選任・解任委員会	評議員の選任
	令和 7 年度 定時評議員会	令和 6 年度 事業報告・決算 理事・監事の選任
	令和 7 年度 第 2 回理事会	理事長・常務理事の選任
9 月	令和 7 年度 第 3 回理事会	第 1 次補正予算
	令和 7 年度 第 1 回臨時評議員会	第 1 次補正予算
10 月	定期人事異動	
11 月	令和 7 年度 正職員採用試験	内部・外部の方を対象とした試験
3 月	ストレスチェックの実施	
	令和 7 年度 第 4 回理事会	第 2 次補正予算 令和 8 年度 事業計画・予算
	令和 7 年度 第 2 回臨時評議員会	第 2 次補正予算 令和 8 年度 事業計画・予算

5. 研修会・活動等

内 容	提 要
ワーキング会議	必要に応じて開催
職員スキルアップ研修	拠点ごとに開催
職員との面談	拠点ごとに開催
保護者等との意見交換会	拠点ごとに開催
人材確保活動	年間
土岐神社管理	年間

6. 令和7年度 法人が運営する事業所及び事業内容

古津賀 拠点	事業所名	障害児入所施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・福祉型障害児入所施設 ・短期入所事業	定員： 10 名 定員： 2 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
	事業所名	児童発達支援事業所 あっぷる	
	事業種別 及び定員	・放課後等デイサービス ・児童発達支援	定員： 10 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
	事業所名	相談支援事業所 わかふじ	
	事業種別 及び定員	・計画相談支援 ・障害児相談支援	
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4094 / 0880-35-4091	
古津賀 第二 拠点	事業所名	障害者支援施設 レジデンスわかふじ	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業	定員： 10 名 定員： 10 名 定員： 2 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
蕨岡 拠点	事業所名	障害者支援施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業 ・日中一時支援事業	定員： 50 名 定員： 50 名 定員： 3 名＋空床型 定員： 3 名
	住所	四万十市蕨岡甲 6451-2	
	TEL / FAX	0880-32-1177 / 0880-32-1888	
	事業所名	多機能型事業所四万十工房	
岩田 拠点	事業種別 及び定員	・就労継続支援B型事業 ・生活介護事業	定員： 10 名 定員： 20 名
	住所	四万十市岩田 230-10	
	TEL / FAX	0880-31-0446 / 0880-31-0447	
	事業所名	ぽっちり村	
	事業種別 及び定員	・共同生活援助事業	定員： 30 名
	住所	四万十市岩田 143-4	
	TEL / FAX	0880-34-9380 / 0880-34-5880	
	事業所名	障害者支援施設 わかふじ寮	

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害児入所施設 わかふじ寮

事業種別：福祉型障害児入所施設
短期入所事業

令和7年度 障害児入所施設わかふじ寮 事業計画書

1. 令和7年度の事業実施概要

わかふじ寮では、子どもの権利条約の「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4原則を踏まえ、障害のある子どもの権利の主体は、子どもであることを十分に理解し、子どもに寄り添い、子どもの意思をくみ取り、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益の実現を目的とした支援を行います。

また、保護者と定期的な面談を行い、子どもの状態像に差が生じないよう配慮すると共に、各関係機関(行政、教育、医療、地域)とも協力し、入所の子ども達を支えるよう取り組みます。

そして、障害に対する正確な理解と障害特性に応じたサービスの提供、愛着形成の課題や強度行動障害などケアニーズの高い入所児童へのきめ細かい支援、早い段階から退所後を見据えた支援に対応できる専門性を一層高めることに取り組みます。

2. 令和7年度の重点課題

(1) 定員満床への取組

令和7年3月末には2児童が退所し、令和7年4月から2名を受け入れ、現員8名の見込みとなっています。空床2名に対しては、児童相談所、相談支援事業所に施設希望がないか、施設側から確認するなど、積極的に満床に向けて努めます。その際には、受け入れのプロセスを明確に見える化し、「受け入れる」「受け入れられない」の根拠を利用児・保護者・外部関係者へしっかりと説明できるようにします。

(2) 療育の質の強化

令和6年度は県の監査指導や2回の立入調査があり、これまで当たり前と思っていた支援のままではいけないという意識も生まれてきています。現在の直接処遇職員が女性のみという体制の変更や厚生労働省及び療育福祉センターのスキルアップ研修を動画視聴の形で毎月実施し、レポート提出や児童発達支援管理責任者による理解度の確認も行い、個々のスキルアップとチームのボトムアップを図ります。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

- ・古津賀拠点BCPに基づき必要な防災用具・備蓄品を整備(742千円)

(2) 工事関係

- ・わかふじ寮廊下空調機新設工事(754千円)
- ・わかふじ寮トイレ入口吊戸新設工事など(313千円)
- ・古津賀拠点施設防犯システム新設設備工事(618千円)

4. 療育内容

(1) 支援内容

職員が日常的に提供する養育・支援は、発達支援・自立支援に非常に大きく影響する。支援にあたっては、「障害児入所施設運営指針」の ADL 全般の支援における基本的事項に留意して実施します。

【平日】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起床	朝食	身支度	学校生活 8:30 登校送り 14:30~15:50 下校お迎え							おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝

【学校休業日】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起床	朝食	身支度	訓練など	宿題	園内活動	昼食	余暇	入浴	おやつ	散歩など	買い物	園外活動	夕食	身支度	余暇	就寝

学校登校日は、登校することを第一義とします。その為、起床後からの状態を把握し、登校までに身支度すること、下校後は翌日に備え、余暇時間を有効に使い、身体を休めることを指導します。

学校休業日は、ドライブや散歩のほか、買い物、散髪、外食等を体験します。また、ご家族との面会や外出も行えるよう、保護者、児童相談所と連絡調整します。

【年間行事】

時期	内容
4 月	春の遠足
5 月	はだしマラソン、BBQ
6 月	体を動かそう！幡多青少年の家
7 月	夏祭り・お庭で花火
8 月	調理実習、映画館ごっこ、よさこい踊り
9 月	外食 in スワロー
10 月	土岐神社祭り（3 事業所合同）ハロウィン
11 月	一條祭、お買い物ごっこ
12 月	クリスマス会
1 月	文旦狩り
2 月	節分豆まき
3 月	花見 in 幡多青少年の家

年間行事は、四季折々の行事、社会参加などを目的とした内容にしています。

昨年度に引き続きよさこい踊り、古津賀地区で開催される地区行事や活動に参加し、地域住民と交流する機会を作ります。

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・季節を感じられ、子どもが目で見えて楽しめる行事食の提供を行います。餅つきやお菓子作りなどの調理体験も行います。

(3) 看護部門

- ・子どもの健康を維持するための取り組みを行います。また、子どもが疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をを行い、健康を回復するための看護を行います。子どもの健康に関して、多職種と連携します。
- ・高知県立中村特別支援学校の養護教員と子どもの健康に関する情報を共有します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（毎月）
	血圧測定	必要時に実施します。
	尿検査	1回目 5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。 2回目 10月頃
	聴力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。
	視力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。
	血液検査	年1回 ※医師の判断で省略あり
	内科検診及び 精神科検診	5月 ※学校 要受診となった場合は対応します。 2回目 12月頃
	歯科検診	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11月～3月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬） 9歳以下は2回接種
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

年齢	深夜業務の有無	1 回目	2 回目
18 歳～34 歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35 歳～75 歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

【救命救急講習】

四万十消防署に講義と実技を依頼し、5 月と 6 月に全職員を対象に講習をします。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	児童発達支援管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所から出火を想定
6 月 28 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
7 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
7 月下旬	安否確認訓練	LINE グループ内で安否報告
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所から出火を想定
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯室から出火を想定
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
11 月 29 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
11 月中旬	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 3 日を想定
12 月	避難訓練（地震・火災）	職員室から出火を想定
12 月下旬	安否確認訓練	LINE グループ内で安否報告
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害）	大雨により河川氾濫を想定
3 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用者状況(令和 7 年 4 月 1 日見込み)

(1) 定員と現員

定員	現員	利用の形態
10 名	8 名	契約 2 名
		措置 6 名

(2) 通学の状況

学校名	組	学部	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
四万十市立中村幼稚園	年長								1
四万十市立東山小学校				1	1				2
中村特別支援学校		小学部					1		1
		中学部	2	1					3
		高等部	1						1

(3) 障害の状況

種類	A1	A2	B1	B2	なし
療育手帳	2	2	2	2	0

種類	1 級	2 級	3 級	4 級	なし
身障手帳					8

8. 職員の状況（令和7年4月1日見込み）

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名
サービス管理責任者	1名					1名	1名 ※1
保育士	1名				2名	3名	3.5名 ※2
児童指導員	3名	1名		1名		5名	
看護職員（兼任）	1名					1名	0名
栄養士（兼任）	1名					1名	0名 ※3
臨床心理士					1名	1名	0名
事務員等（兼任）	1名				3名	4名	0名
合 計	9名	1名		1名	6名	17名	

※1 本体施設のため常勤専従

※2 障害児の数4で除した数。定員30人以下の場合、当該数字に1を加えた数。

※3 定員40名以下の場合には置かないことができる

※4 看護職員および栄養士、事務職員等（ハウスキーパー含む）は兼務

9. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・職員の勤務や管理者の意向とを調整しながら、令和7年度研修を実施します。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 児童発達支援部会（県代表） 虐待防止研修
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 児童発達支援部会（県代表） 苦情解決セミナー 虐待防止研修・事例研究
中堅職員 （3年～）	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修 チームマネジメント研修 虐待防止研修 意思決定支援研修
新任職員 （1～2年）	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修 発達障害セミナー 虐待防止研修

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	児童発達支援管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～3名
	その他	内容に応じて1～3名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	管理者・児童発達支援管理責任者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～3名
	防災研修	防災委員1～3名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～3名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
救急救命講習	5・6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	4月 11月	全員	虐待防止基本研修 意思決定支援研修
ミュージックケア	2か月毎	ミュージックケア担当職員	ミュージックケア協会の岩城先生を招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修	12月	全員	事業所内で事例検討等を含む勉強会を行う。

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議。
ケース会	毎月	原則全員	利用者についての情報共有
個別支援検討会議	9・3月	サービス管理責任者 （児童発達支援管理責任者）、保育士、支援員、利用者・ご家族等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する。

【委員会活動】

	活動内容
虐待防止委員会	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・セルフチェック（12月）に関すること
身体拘束適正化委員会	・身体拘束および行動制限に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・BCPに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施

10. 関係機関及び地域との連携

（１）ご家族との連携

施設での暮らしの様子や成長の記録を個別支援面談でお伝えします。定期的な面会、外出、帰省等にも配慮し、交流が途切れないよう支援します。

（２）関係機関との連携

一人ひとりの子どもの成長を多角的に捉えられるよう、関係機関と情報交換を行います。

（３）地域との連携

古津賀地区の地域住民や日頃から入所児童に関わってくれている関係機関の方を土岐神社祭りに招待して交流を深めます。また、地域の清掃活動に参加するなど、地域の方と入所利用児、施設職員が交流を図れる機会があれば積極的に参加します。

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：児童発達支援事業所 あっぷる

事業種別：放課後等デイサービス

児童発達支援

令和7年度 児童発達支援事業所あつぷる 事業計画書

1. 令和7年度の事業実施概要

児童発達支援事業所あつぷるは多機能型事業所として「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス事業」の2つの事業を行っています。

心身の発達が気になる（偏りがある）子どもが適切な発達支援を受けることで、その後の人生に大きく豊かさをもたらせます。劣悪な環境の中で育った子どもは、次第に自己肯定感を失い、自分の殻に綴じこもったり、不適応行動そして二次障害へ繋がるリスクが高まります。あつぷるの職員には、人が成長する過程の中で最も大切な幼児期から学童期までの子どもに携わることになるので、専門的な知識や技術を持って支援にあたることが求められます。こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においても、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」ことが示されました。職員には支援力に差があり、物事の捉え方等にも違いがありますし、児童発達支援の専門的知識、親の気持ちやコミュニケーションの取り方、子どもの褒め方、子どもの意思の決定等、職員に求められるスキルには様々なものがあります。職員それぞれに応じた研修に積極的に参加してもらい事業所全体の支援力向上を図ることに取り組みます。

“あつぷる”の職員は優しく、関わり上手で、あつぷるに行き始めてからどんどん子どもができることが増えていると、子どもからも親からもあつぷるに毎日通いたい、通わせたいと言ってもらえる事業所を目指します。

2. 令和7年度の重点課題

（1）医療機関との連携

四万十市では、保健師が積極的に乳幼児健診に介入して、発達が気になる子どもを医療、福祉へつなぐ取り組みが行われています。当事業所の利用者の中にも医療機関（PT・OT・ST）を受診している方がいますので、子どもと家庭に対する包括的な支援を進める観点から、障害児の状況等により連携が必要な医療機関と情報共有や連携調整の取組を進めます。

（2）安定的な利用の調整

新たに当事業所を利用したいという問合せが増えています。一日の利用希望者数が定員を超える日もあり、安定的な利用調整が求められています。現利用者の利用状況と照らし合わせながら、新規利用希望者も前向きに受け入れすることとし、まずは月間予約件数130%を目途に利用調整をしていきます。（月間予約件数が安定的に130%を超える状況になれば、新規利用の受け入れを一旦停止します。）

（3）PDCA サイクルによる支援

令和6年度から太田ステージ評価（言語解読検査用具・手引き）を使って利用者アセスメントを行い、それを基に利用者の関わり方について職員間で勉強し、実践しています。職員間で考えながら支援の組み立てを行っており、確実に成果に結びつくよう学期毎にPDCA サイクルを回して、利用者支援を充実させる仕組みを構築します。

3. 購入・工事関係

特にありません。

4. 療育内容（支援内容）

集団療育（体操・ダンス・手遊び歌・季節ごとのイベント等）、個別療育（宿題・ワークシステム・創作活動等）を取り入れ、利用者が楽しめる内容を取り入れます。遊びや体験をととして、利用者の心身の発達を促します。また今日も楽しかった、明日も来たいと思って帰っていただけるようにします。

さらに利用者や保護者と信頼関係を構築し、関係機関との連携も図りながら、利用者の障害特性や発達課題、困り感を的確に捉え（アセスメント）、利用者の成長を促すチーム療育を実施します。また、評価が偏らないように、客観的データが収集できるように工夫します。

【平日】

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		ケース会や教材製作、環境整備等					送迎	始まりの会 体操・おやつ 個別療育 集団療育	個別療育	
		・児童発達支援（未就学児の療育） ・学校代休等の放課後等デイサービスの受け入れ								

- ・児童発達支援事業営業時間 9:00～17:00
- ・放課後等デイサービス事業営業時間 14:00（下校後）～18:00
- ・学校休業日等で来所している放課後等デイサービス利用者は利用開始後、5時間後より延長支援時間となる。

【土曜・祝日（放課後等デイサービス利用者のみ受け入れ）】

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
受入開始	始まりの会	園外活動 個別療育		昼食	余暇活動	集団療育	おやつ	個別療育等	余暇活動	

- ・営業時間 9:00～17:00
- ・利用開始後、5時間後より延長支援時間となる。

【年間行事】

時期	内容
4 月	リサイクル活動 プチ祭り おかみさん祭り出店
7 月	七夕 夏祭り（3 事業所合同）
8 月	リサイクル活動
9 月	ピクニックへ行こう
10 月	土岐神社祭り（一条協会全体） ハロウィンパーティー おかみさん祭り出店
11 月	焼き芋パーティー はたっこまつり出店
12 月	わかふじ和の会カラオケ大会（3 事業所合同） クリスマス会 クリスマスフェスティバル出店
1 月	リサイクル活動 もちつき大会（3 事業所合同）
2 月	節分豆まき
3 月	卒業を祝う会（3 事業所合同）
年間	調理実習 誕生日会

- ・スピリットアート展（高知県障害者美術展）に出展できるよう創作活動に取り組みます。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	児童発達支援管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第三者委員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所から出火を想定
6 月 28 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
7 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
7 月下旬	安否確認訓練	LINE グループ内で安否報告
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所から出火を想定
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯室から出火を想定
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
11 月中旬	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 3 日を想定
11 月 29 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
12 月	避難訓練（地震・火災）	職員室から出火を想定
12 月下旬	安否確認訓練	LINE グループ内で安否報告
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害）	大雨により河川氾濫を想定
3 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用者状況(令和 7 年 4 月 1 日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	契約人数
児童発達支援事業	10 名	5 名
放課後等デイサービス事業		29 名

※1 日の利用者数は定員の 150%を超えてはいけない（15 人）

※3 か月間の平均利用者数が 130%を超えてはいけない（13 人）

この 2 点を意識し、利用者調整を行います。

(2) 通学の状況

学年 学校名	小学校・小学部						中学校・中学部			高等学校・高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
中村特別支援学校	1	1			1	1	2	1	1	3	1	4
高等学校（未定）										1		
中村中学校								1				
中村西中学校							1	1				
中村小学校		1										
具同小学校	1	1		1								
東山小学校		1										
三浦小学校			1									
入野小学校			1									
南郷小学校				1								
宿毛小学校		1										

(3) 児童発達支援事業 保育所の状況

年齢 保育所名	3歳以下	4歳 (年少)	5歳 (年中)	6歳 (年長)
愛育園			1	
あおぎ保育所			2	1
具同保育所			1	

8. 職員の状況（令和7年4月1日見込み）

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名 ※1
サービス管理責任者	1名					1名	1名 ※2
保育士	1名	1名		1名		3名	2名以上 ※3
保育士（兼務）	1名					1名	
児童指導員					1名	1名	
理学療法士					1名	1名	
合 計	4名	1名		1名	2名	8名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 常勤専従

※3 障害児の数が10名までは2名以上。10名を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数。理学療法士は機能訓練担当者として合計数に含めることができる。

9. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・職員の勤務や管理者の意向とを調整しながら、令和7年度研修を実施します。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 児童発達支援部会（県代表） 虐待防止研修
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 児童発達支援部会（県代表） 苦情解決セミナー 虐待防止研修・事例研究
中堅職員 (3年～)	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修 チームマネジメント研修 虐待防止研修 意思決定支援研修
新任職員 (1～2年)	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修 発達障害セミナー 虐待防止研修

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	児童発達支援管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～3名
	その他	内容に応じて1～3名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	管理者・児童発達支援管理責任者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～3名
	防災研修	防災委員1～3名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～3名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
救急救命講習	5・6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	4月 11月	全員	虐待防止基本研修 意思決定支援研修
ミュージックケア	2か月毎	ミュージックケア担当職員	ミュージックケア協会の岩城先生を招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修	12月	全員	事業所内で事例検討等を含む勉強会を行う。

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	・あっぷるは拠点職員会とは別にさらに職員会を設ける。
ケース会	毎月	原則全員	利用者についての情報共有
個別支援検討会議	9・3月	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、保育士、支援員、利用者・ご家族等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する。

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・セルフチェック（12月）に関すること
身体拘束適正化委員会	・身体拘束および行動制限に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・BCPに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること

	・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3 事業所合同の行事・イベントの企画・実施

10. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的にサービス利用中の様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の思いや希望をお伺いし、利用者の将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

利用者の成長をみんなで支え合うよう、関係者に働きかけます。特に利用者が通学・通園している学校・保育所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：相談支援事業所 わかふじ

事業種別：計画相談支援
障害児相談支援

令和7年度 相談支援事業所わかふじ 事業計画書

1. 令和7年度の事業実施概要

特定相談支援事業(計画相談支援・障害児相談支援)により、地域や入所施設で暮らされている障害のある方々が、どんな障害があっても、本人の希望に沿った適切な福祉サービスを受けることで「豊かに生きられるようになった」と思ってもらえるよう、本人・家族・関係機関などと連携しながら関わっていきます。

2. 令和7年度の重点課題

(1) 相談提供体制の整備

機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)の要件を満たすことで収益の向上を図るとともに、兼任職員の配置により、更に丁寧なモニタリングや意思決定支援の推進など、質の高い適切な相談支援を実施します。

(2) 意思決定支援の推進

令和7年度に受給者証が更新される利用者から、新しい書式のアセスメント用紙を用いて、意思決定支援に資する情報の収集を図り、利用者の自己決定の尊重及び意思決定支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3. 購入・工事関係

特にありません。

4. 支援内容

特定相談支援により、障害福祉に関する情報提供や、サービスを利用するための「サービス等利用計画書」を作成します。市役所等で申請手続きをしてもらい、本人や家族からの聞き取りを行い、適切な支援が受けられるよう、福祉サービスの調整を行います。また、事業所を利用開始後も、定期的に本人や利用されている事業所などに聞き取り(モニタリング)に伺い、円滑にサービスの提供が行われているかを確認し、市町村に報告します。当事業所の利用者は4歳から87歳までと年齢は幅広く、障害の種類も多様です。本人の意向や家族の希望を尊重し、安心安全に生活できるよう、各機関とも連携をしながら対応します。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	相談支援専門員
苦情解決責任者	管理者
第三者委員	山沖直樹(司法書士) 上田宜洋(社会保険労務士)
利用時間	9:00～17:00(土・日・祝日除く)
連絡先	TEL:0880-35-4094 FAX:0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所から出火を想定
6 月 28 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
7 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
7 月下旬	安否確認訓練	LINE グループ内で安否報告
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所から出火を想定
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯室から出火を想定
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
11 月 29 日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
11 月中旬	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 3 日を想定
12 月	避難訓練（地震・火災）	職員室から出火を想定
12 月下旬	安否確認訓練	LINE グループ内で安否報告
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害）	大雨により河川氾濫を想定
3 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用児の状況(令和 7 年 4 月 1 日見込み)

【幡多地域 6 市町村】

	四万十市	宿毛市	土佐清水	黒潮町	大月町	三原村
障害者	54 名	13 名	14 名	5 名	6 名	2 名
障害児	19 名					

【幡多地域以外】

	四万十町	須崎市	高知市	香南市	香美市	南国市	その他	県外
障害者	11 名	5 名	14 名	2 名	3 名	2 名	4 名	1 名
障害児	1 名							1 名

【合計】

障害者	136 名
障害児	21 名
合計	157 名

8. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名					1 名	1 名 ※1
相談支援専門員	1 名					1 名	1 名 ※2
相談支援専門員 （兼務）	1 名					1 名	1 名
合 計	3 名					3 名	3 名

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 1 か月の平均の利用者数 35 件に対して 1 名の配置が望ましい

9. 研修計画

- ・発達障害や精神障害の方へのより良い関わり方や助言を学ぶため、SST の研修に参加します。
- ・地域のネットワーク構築や専門性の向上のため、四万十市等で行われる研修には積極的に参加します。

10. 関係機関及び地域との連携

（1）家族との連携

在宅で暮らされている方には、今の生活を大切にすることと、将来を見据えた生活を提案し、不安なく暮らせるようにお手伝いします。

会う機会のない家族に書類を送る際は、知っている範囲で様子を伝えます。

（2）関係機関との連携

利用者の暮らしをみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。福祉サービス以外の関係機関の研修やカンファレンスに参加し、顔を覚えてもらい、医療や教育、介護などのサービスへの調整がスムーズになるようにします。

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 レジデンスわかふじ

事業種別：障害者支援施設（生活介護）

障害者支援施設（施設入所支援）

短期入所事業

令和7年度 障害者支援施設レジデンスわかふじ 事業計画書

1. 令和7年度の事業実施概要

障害者総合支援法に基づいて、施設入所利用者に対して、その人が望む暮らし、その人らしく穏やかで落ち着いた生活が実現できるよう、本人の意思決定を尊重し、障害のある方の日常生活を一体的に支援します。

- ・それぞれの希望や必要性に応じた個別支援計画を策定し、計画に基づいた支援を提供します。日常生活上の入浴・排せつ・食事等の必要な支援とともに、その人の特性を考慮した日中活動を提供します。
- ・意思決定支援に重きを置き、できる限り本人の意思、希望に沿ったサービスが提供できるよう努めます。
- ・自分たちの行う支援サービスが適切であるか常に振り返り、虐待防止委員会で検討し、必要に応じて改善に努め、支援サービスの質の向上を目指します。
- ・地域連携推進会議を設置し、地域と連携することにより、相互理解と相互協力を目指します。

2. 令和7年度の重点課題

(1) 支援サービスの適正化

令和6年度は、高知県の指導監査での口頭指導、高知市による身体的虐待の認定により、従来行ってきた支援の方法などに、不適切な部分の指摘がありました。虐待防止委員会、身体拘束等適正化検討委員会での検証、業務の見直しなど、県への改善報告書に則して、再発防止、職員の資質向上、支援サービスの質の向上などに全力で取り組みます。

(2) 意思決定支援

施設入所利用者のそれぞれの意思を尊重し、自分の意思を伝えることが困難な方々の意思決定支援について、思い込みや決めつけ、職員側の都合、家族の思いや判断に捉われることなく、その人がその人らしく、望む暮らしの実現に向け、意思決定支援責任者の配置、地域移行への希望調査、同性介助の希望調査、コミュニケーションの工夫と選択肢の提示に取り組みます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

特にありません。

(2) 工事関係

ホールに利用者のための固定式ベンチを設置 (97 千円)

4. 支援内容

(1) 支援部門

- ・サービス管理責任者は、意思決定支援から、利用者それぞれの意思や希望を汲み取り、アセスメントし、ご家族の意向も踏まえ、必要性に応じた個別支援計画を策定します。
- ・生活支援員は、個別支援計画に基づき、一人ひとりに対して、その時の心身の状況に応じた支援（食事・入浴・排せつ等）を提供します。サービス管理責任者、看護師、栄養士と協力し、チームで支援を実施します。
- ・令和6年度は月・水・金の野外活動、火・木のワークシステム、月1回のミュージック・ケアなどを実施し、個人活動では買い物、外食などの活動を計画的に実施しました。令和7年度はさらに活動時間、活動内容の充実が図れるよう調整します。

【一日のスケジュール】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	起床	朝食	身支度	ワークなど	日中活動	昼食	余暇	ワークなど	日中活動	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇		就寝

【年間行事】

時期	内 容
4 月	春の遠足
5 月	テイクアウトデー①
7 月	夏祭り
8 月	ぶどう狩り
9 月	テイクアウトデー②
10 月	土岐神社祭り
11 月	秋の遠足 一條大祭
12 月	クリスマス会
2 月	焼肉パーティー
3 月	卒業を祝う会（古津賀拠点合同）

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・咀嚼・嚥下機能の低下を防ぐための工夫も積極的に取り入れます。
- ・生活習慣病予防のため、栄養士、看護師、生活支援員が連携して、健康管理に努めます。特に適正体重の維持のため、食の楽しみを損なうことがないダイエットメニューを取り入れます。

(3) 看護部門

- ・利用者の健康を維持するための取り組みを行います。また、利用者が疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をし、健康を回復するための看護を行います。
- ・理学療法士の指導を受け、軽運動やリハビリについて検討します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（月1回）腹囲（年2回）
	血圧測定	40歳未満（月1回）40歳以上（月2回）
	尿検査	1回目 5月頃 要受診となった場合は対応します。 2回目 10
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	胸部レントゲン	年1回（11月）
	心電図検査	40歳以上 ※医師の指示による
	内科検診及び 精神科検診	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	歯科検診	年1回（通年）
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（10月～3月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種（任意接種） 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

年齢	深夜業務の有無	1回目	2回目
18歳～34歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35歳～75歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

【救命救急講習】

四万十消防署に講義と実技を依頼し、5月と6月に全職員対象に講習をします。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理管理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所から出火を想定
6月28日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
7月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
7月下旬	安否確認訓練	LINEグループ内で安否報告
8月	避難訓練（火災）	喫煙所から出火を想定
9月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯室から出火を想定
10月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火
11月29日	総合訓練（火災）	厨房からの出火を想定
11月中旬	福祉避難所開設訓練	大地震発生後3日を想定
12月	避難訓練（地震・火災）	職員室から出火を想定
12月下旬	安否確認訓練	LINEグループ内で安否報告
1月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2月	避難訓練（風水害）	大雨により河川氾濫を想定
3月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房から出火

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用者状況(令和7年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	現員	空床
施設入所支援	10名	10名	0
生活介護	10名	10名	0

(2) 障害支援区分

区分	区分4	区分5	区分6	未判定	平均区分
人数	0名	6名	4名	0名	5.4

(3) 障害の状況

	A1	A2	B1	B2		1級	2級	3級	4級
療育手帳	6	4			身障手帳		2		

肢体不自由1名 感音性難聴1名

(4) 平均年齢

年齢	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	平均年齢
人数	1名	4名	1名	3名	1名	30.8歳

8. 職員の状況(令和7年4月1日見込み)

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者(兼務)	1名					1名	1名 ※1
サービス管理責任者	1名					1名	1名
生活支援員	4名	1名	3名	1名	1名	10名	6.7名 ※2
看護職員(兼任)	1名					1名	1名 ※3
栄養士(兼任)	1名					1名	0名
事務員等(兼任)	1名				1名	2名 ※4	0名
合 計	9名	1名	3名	1名	2名	16名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 平均障害支援区分5以上の場合、利用者の数を3で除した数。人員配置体制加算(1)を算定する場合、直接処遇職員配置は1.5:1以上必要となる。

※3 生活介護の単位ごとに1名以上

※4 事務職員等には障害者雇用のハウスキーパー1名を含む

9. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・職員の勤務や管理者の意向とを調整しながら、令和7年度研修を実施します。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 児童発達支援部会（県代表） 虐待防止研修
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 児童発達支援部会（県代表） 苦情解決セミナー 虐待防止研修・事例研究
中堅職員 （3年～）	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修 チームマネジメント研修 虐待防止研修 意思決定支援研修
新任職員 （1～2年）	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修 発達障害セミナー 虐待防止研修

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	サービス・児童発達支援管理責任者等
	職位階層別研修	内容に応じて1～3名
	その他	内容に応じて1～3名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	管理者・サービス・児童発達支援管理責任者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～3名
	防災研修	防災委員1～3名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～3名

【内部研修】

研修名	日時	対象者	内容
救急救命講習	5・6月	全員	幡多中央消防組合へ依頼 心肺蘇生法（AED含む）・応急手当法
感染症予防研修	10月	全員	ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防について
権利擁護・虐待防止研修	4月 11月	全員	虐待防止基本研修 意思決定支援研修
ミュージックケア	2か月毎	ミュージックケア担当職員	ミュージックケア協会の岩城先生を招聘し、実地指導を受ける。
発達障害理解促進研修	12月	全員	事業所内で事例検討等を含む勉強会を行う。

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	・拠点職員会とは別にさらに職員会を設ける。
ケース会	毎月	原則全員	利用者についての情報共有
個別支援検討会議	9・3月	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、保育士、支援員、利用者・ご家族等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する。

【委員会活動】

	活動内容
虐待防止委員会	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保证するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・セルフチェック（12月）に関すること
身体拘束適正化委員会	・身体拘束および行動制限に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・BCPに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること

感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。感染症対策として、BCP の精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3 事業所合同の行事・イベントの企画・実施

10. 関係機関及び地域との連携

古津賀拠点全体の社会的資源としての必要性や重要性のほか、利用者の日々の活動、地域への移行や通所事業所へのチャレンジ、災害時の福祉避難所開設に関しても、地域との連携は不可欠です。相互理解と相互協力を目指し、地域との連携を積極的に図ります。

(1) 地域連携推進会議

- ・利用者、利用者家族、四万十市福祉事務所、四万十市社会福祉協議会、古津賀地区の代表者で構成します。
- ・利用者と地域との関係づくり、地域へのレジデンスわかふじの理解、運営及びサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護を目的とします。
- ・レジデンスわかふじへの訪問を実施し、客観的なご意見をいただき、様々な改善に繋がります。

(2) 他事業所及び行政との連携

- ・困難事例について、自分たちだけで解決を図ろうとせず、他法人事業所、医療機関、県障害福祉課や各市町村にも相談し、連携して解決を目指します。
- ・地域移行、通所事業所へのチャレンジなど、可能性を否定せず、できる限り連携を図りながら利用者のバックアップに努めます。

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 わかふじ寮

事業種別：障害者支援施設（生活介護）
障害者支援施設（施設入所支援）
短期入所事業
日中一時支援事業

令和7年度 障害者支援施設わかふじ寮 事業計画書

1. 目指す施設の姿

利用者一人一人を「主人公」として、家庭的で安心して生活できる環境や支援を提供し、利用者やご家族から信頼していただける施設を目指します。

2. 事業の実施概要

利用者に家庭に代わる場を提供し、自立と社会活動参加を促進するため、入浴、排泄、食事等の日常生活における介助及び支援を行うとともに、創作活動やレクリエーション等の日中活動支援の提供を行います。

併せて、市町村、他の保健・医療・福祉事業者等との連携に努め、利用者の希望に沿ったサービスの提供に努めます。

3. 運営方針

(1) 利用者やご家族とともに作成する個別支援計画づくりと支援

利用者の人権の尊重を基本とし、ご家族の願いを大切にしながら、利用者が安心・安全で健康に生活できるよう利用者個々に応じた質の高いサービスの提供に努めます。

(2) 利用者のニーズに合わせた支援

関係機関や他事業所と連携・協働し、多様な福祉サービスの在り方を学び、支援の向上に努めます。

(3) 利用者の気持ちに寄り添った支援

職員個々が職務に強い責任感を持ち、福祉サービスに関する専門性の向上を図るため関係団体が実施する研修制度の活用、及び施設内研修等による人材育成に努めます。

(4) 経営意識の醸成

法令や諸規程を遵守し、信頼される組織体制を構築するとともに、財務状況の把握や職員の経営意識の醸成により、経営基盤の安定に努めます。

4. 重点課題

(1) 人権尊重と虐待防止意識の徹底

- ① 人権尊重や虐待防止については、虐待防止マニュアルを活用して職員意識の更なる向上を図ります。
- ② 毎月開催する職員会及びケース会を通して職員意識の向上を図り、利用者一人一人の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った支援サービスに努めます。
- ③ 定期的に、アンケートボックスやセルフチェックリストを用いて職員一人一人が支援について振り返るとともに、チェックリストを管理者と共有するための面談を実施します。

- ④ 虐待防止に関する外部研修への参加や独自に虐待防止・身体拘束について研修会等を開催し、虐待に対する知識をさらに深めます。身体拘束などを検討する場合は、事前に関係機関や行政の協力を得て協議することで虐待防止を図ります。

(2) 安心・安全なサービスの提供

- ① 支援サービスの向上に向け、半年に1回以上モニタリングを実施し、支援サービスの実施状況の見直しを行い、職員が統一して個別支援計画に沿った支援サービスが行えるよう努めます。
- ② 利用者個々の支援方法を構築し、安心・安全なサービス提供に努めると共に、日中活動においては利用者の状況に応じた支援に取り組み、本人の「個性」「自主性」を尊重し、利用者が楽しみを持って活動できるよう支援に努めます。
- ③ 利用者が少しでも日々落ち着いた日常生活を過ごせるよう、日中の活動内容として、研修で学んだアートの創作活動に対する考え方を取り入れた内容や、地域の人材を活用した専門性の高い方による「絵本の読み聞かせ」・「音楽療法」等を実施します。
- ④ 日中活動として実施しているスヌーズレン室の活用により、利用者の方々に光刺激、振動刺激といった感覚刺激の中で心地よい安らぎや情緒の安定を図ります。
- ⑤ ICT (iPad) を使った情報の一元化を進め、職員間のリアルタイムな情報共有や記録時間の短縮、利用者のご家族とのオンライン通話など、利用者へのより良い支援内容の提供に努めます。

(3) 意思決定支援の取り組み

- ① 日常生活や社会生活等において利用者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進できるように努めます。
- ② 利用者本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことを原則とし、本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行います。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援していきます。
- ③ 利用者本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、日常生活の場面や職員のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活歴、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら利用者の意思及び選好を推定します。本人のこれまでの生活歴を家族関係も含めて理解し、職員が本人の意思を推定するための手がかりとします。

(4) 感染予防の徹底

- ① 日々、利用者の健康観察を行い、医療機関や保健所との連携を図りマニュアルに沿って感染防止対策を徹底します。
- ② 施設にウイルスを持ち込まないため、職員の健康管理の徹底や3密の回避、マスクの着用、手指消毒、手洗い、うがいなど、感染防止策を実施します。
- ③ 危機管理対策として、感染対策用の衛生物品の備蓄を行います。

(5) 事故防止と防災対策の徹底

- ① 定期的に開催するケース会議において、ヒヤリハットや事故報告等の事例検証を行い、利用者の事故防止と安全対策の徹底に努めます。
- ② 利用者に、安心して生活ができる環境を提供するために、定期的に施設内外の安全点検を行い、居室の家具の固定対策など危険がある場合は、速やかに補修整備に努めます。
- ③ 火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、地域の方や関係機関とも連携し、防災体制の強化に努めます。

(6) 働きがいのある職場づくり

- ① ICT (iPad) の導入により業務内容の効率化を図ることで時間外労働の縮減による働き方改革を進めます。
- ② 職員一人一人の意見を積極的に取り入れ、運営会での検討・協議を経て職員会で周知、という流れを確立し、職員のモチベーションを高めながら働きがいのある職場づくりを進めます。

(7) 施設運営の情報発信

毎月の「はがき通信」や毎 3 ヶ月発行する広報「輪の和」を活用し、施設運営に関する情報や行事、レクリエーション等へのご家族の参加促進に努めます。

(8) 苦情相談窓口

利用者、家族等からの相談（意見・要望、苦情等）には、受け付けた職員、苦情窓口担当者、苦情解決責任者が責任を持って速やかに対応し、第三者委員と連携を図り、利用者が安心して生活できる環境の提供とサービスの質の向上に努めます。

(9) 人材育成と人材教育

- ① 利用者に寄り添い、利用者一人ひとりのストレングス（強み、力、良さ）を見出すとともに、ニーズや課題を十分に把握し、笑顔で優しく接し、適切な支援のできる人材の育成に努めます。
- ② 各種委員会及び担当業務を組織し、職員主導で企画・立案・実施できる人材の育成に努めます。
- ③ 施設内研修やケース会議の充実を図るため、障害専門分野の講師や・助言者を招聘して利用者の障害の特性の理解や支援方法について学び、活用していく力を養います。
- ④ ミュージック・ケア（中級・初級）を取得した職員に、施設内での指導的役割を担ってもらい、OJT による人材育成を目指します。

(10) 利用者の健康と栄養管理の充実

- ① 理学療法士と連携を図り、身体機能低下防止のため、個別性を考慮した計画を立案し、生活支援員との連携を強化し、利用者の体力維持、増進、高齢化対策の支援に努めます。
- ② 医療機関との連携を強化するとともに、生活支援員の知識向上及びスキルアップを図るため研修を実施すると共に助言・指導に努めます。
- ③ 定期健診や各種検査による検査データから推測される疾病を読み取り、医療機関や利

用者家族、生活支援員と連携して利用者の健康管理の徹底に努めます。

- ④ 管理栄養士による利用者に合った献立の見直しを継続して行い、看護職員、生活支援員と連携し、情報の共有を図り、栄養・食事・健康管理に努めると共に献立づくりを通じて、利用者の健康や嗜好に配慮した食事づくりに努めます。

(11) 組織体制

下記の委員会及び担当業務を組織し、充実した支援に繋がる体制を整備します。

委員会	担当業務
虐待防止委員会	創作活動（ワーク、アート）
身体拘束廃止委員会	リラクゼーション （ミュージック・ケア、音楽療法、スヌーズレン）
感染対策委員会	軽作業（養鶏、園芸）
防災委員会	広報
イベント委員会	設備管理
スポーツ委員会	消耗品管理
研修企画委員会	車両管理

5. 施設整備

No.	内 容	金 額
1	浄化槽チェッカープレート（蓋）取替修繕	1,600 千円
2	利用者居室等のルームエアコンの清掃	1,000 千円

6. 利用者への支援内容及び支援体制

(1) 一日のスケジュール

	月曜～金曜		土曜・日曜・祝日
6:30	起床・モーニングケア		起床 モーニングケア
7:30	朝食		朝食
9:30～ 11:30	各フロアでラジオ体操、朝礼後、男女合同グループ別に活動を行う。 ＜主な活動＞ 寮周辺散歩、音楽鑑賞、カラオケ、ミュージック・ケア、図書、ワーク、スヌーズレン、軽作業、絵本の読み聞かせ、野外活動 リハビリ（理学療法士 月・水・金）		布団干し、居室清掃、養鶏作業、余暇活動 個人的な活動 (買物や散髪)
12:00～	昼食		昼食
13:30～ 15:30	男女合同グループで活動。	カラオケ、ミュージック・ケア、ワーク、スヌーズレン、野外活動、軽作業、音楽療法	余暇活動 個人的な活動 (買物・散髪)
	個人的な活動	買物・散髪（施設出張散髪）	
15:30～	入浴		入浴
18:00～	夕食		夕食
19:00～	余暇時間・イブニングケア		余暇時間 イブニングケア
22:00	就寝		就寝

(2) 定期健康診断（年2回）

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年1回）体重（月1回）
	血圧測定	月1回 ※健康状態に応じて実施
	尿検査	年2回（5月・9月）
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。 ※医師の判断で省略あり
	胸部レントゲン	年1回（11月）
	心電図検査	40歳以上※医師の指示による
各種がん検診		該当者は原則受診
歯科検診		年1回（通年）

(3) 感染症の予防対策

項目	内容
感染症対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施する

(4) 利用者状況（令和7年4月1日予定）

① 利用者定員・現員

		定員		現員
運営規程	施設入所	50名		50名
	生活介護	50名		50名（契約者）
	短期入所	3名＋空床利用型		
	日中一時支援	3名		
建物構造	新築棟	施設入所用	個室 30室	30名（男性）
	改修棟	施設入所用	個室 22室	20名（女性）
		短期入所用	2人部屋 1室 個室 1室	

② 利用者平均年齢

年齢	男性	女性	計	割合
10代	0	0	0	0%
20代	1	4	5	10%
30代	11	7	18	36%
40代	13	7	20	40%
50代	4	1	5	10%
60代	1	0	1	2%
70代	0	1	1	2%
計	30	20	50	100%
平均年齢	43.1歳	39.9歳	41.8歳	

③ 障害支援区分

障害支援区分	男性	女性	計	割合
区分4	8	4	12	24%
（重度加算対象者）	1	2	4	
区分5	9	7	16	32%
（重度加算対象者）	6	6	11	
区分6	13	9	22	44%
（重度加算対象者）	13	7	20	
計	30	20	50	100%
	20	15	35	

④ 市町村別利用者数

市町村名	男性	女性	計
高知市	5	3	8
須崎市	3	1	4
安芸市	0	1	1
南国市	0	1	1
津野町	1	0	1
四万十町	3	2	5
四万十市	6	4	10
宿毛市	5	3	8
土佐清水市	4	3	7
黒潮町	1	1	2
大月町	2	1	3
計	30	20	50

(5) 職員体制（配置基準）

職種	正職員	準職員	臨時職員	再雇用職員	パートタイム職員		合計		配置基準
					人数	常勤換算	人数	常勤換算	
管理者				1			1	1.0	1
サビ管	1						1	1.0	1
生活支援員	17		3	6	2	1.2	28	27.2	23.5
生活支援員 (夜間専門)					2	1.8	2	1.8	1
ハウスキーパー					3	2.6	3	2.6	
看護職員	1						1	1.0	1
理学療法士					1	0.3	1	0.3	
管理栄養士	1						1	1.0	1
事務員	1		1				2	2.0	
計	21		4	7	8	5.9	40	37.9	

7. 虐待・事故・苦情等への対応

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものではなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか、また、利用者家族や第三者が見てどのように思うかという事を支援者側は常に振り返ることが必要で、全職員を対象に権利擁護・虐待防止研修に参加していくとともに虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- ① 事故報告 …… 行政報告を伴う重大案件（高知県、市町村）
- ② 事故発生報告 …… ケース会にて注意喚起を行い再発の防止を行う
- ③ ヒヤリハット報告 …… 行政報告は行わないが再発防止策などを検討

(3) 苦情解決体制

高知県社会福祉協議会や第三者委員と活発に意見交換し、苦情解決体制を強化します。当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-32-1177 FAX：0880-32-1888

8. 総合訓練及び避難訓練

種 別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し
総合訓練	6 月	○	○	○	
(2 回／年)	12 月	○	○	○	
避難訓練	5 月			○（地震）	
(5 回／年)	7 月			○（土砂・風水害）	
	9 月			○（シェイクアウト）	
	11 月			○（土砂・風水害）	
	1 月			○（地震）	
炊き出し訓練	2 月				○
(1 回／年)					

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加し、炊き出し訓練や福祉避難所開設及び運営訓練を蕨岡地区の自主防災組織と連携して実施していきます。
- ・地域交流を活発に行うことで、地域の方々と当施設の職員がお互いに共助の精神を培っていきます。

9. 行事予定

	企画行事	参加行事
4月	鯉のぼり食事会 ※家族参加	
5月	遠足	高知県障害者スポーツ大会（陸上の部）
6月	アート（蕨-DAY）	
7月	蕨岡小学校との七夕交流会	
8月	バーベキュー in Summer ※家族参加	蕨岡地区盆踊り大会（地域交流） 中村特別支援学校同窓会
9月	マフィン作り	スピリットアート作品出展
10月	蕨岡小学校とのスポーツ交流会	高知県障害者スポーツ大会 （フライングディスクの部）
11月	秋祭り ※家族参加	一條大祭 ゆうあいスポーツ四国大会
12月	クリスマス会 ※家族参加	ピアふれあい 21（日程未定）
1月	餅つき大会	
2月	節分 防災の日（炊き出し訓練）	
3月	花見（慰労会）	

※誕生日会を毎月開催する

10. 研修計画

- ・関係団体等が実施する研修会へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。
- ・全職員参加の施設内研修を通してスキルアップした知識を、日々の支援に活かしていきます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員 (3年～)	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修
新任職員 (1～2年)	・基礎的知識と技術の習得 ・各種規程等の理解と実行	新任職員研修

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県	強度行動障害支援者養成研修	直接処遇職員
高知県福祉研修センター	職位階層別研修	内容に応じて2～4名
	虐待防止・権利擁護研修	虐待防止委員2～4名
	組織強化・労働環境整備研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて2～4名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	管理者・サービス管理責任者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて2～4名
	防災研修	防災委員1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～3名

【内部研修】

研 修 名	開催月	対象者	内容
虐待防止研修	6月	全員	虐待防止委員による
	11月	全員	外部講師招聘予定
発達障害について	7・1月	全員	外部講師招聘予定
感染予防研修	10月	全員	感染委員による
ミュージック・ケア	毎月	ミュージック・ケア担当職員	ミュージック・ケア協会の岩城氏による実地指導
音楽療法	2か月毎	生活支援員	音楽療法士の山崎氏による実地指導

11. 地域連携

- (1) 災害に備え蕨岡地区の自主防災組織と連携して炊き出し訓練を実施するなど災害発生時に協働できる体制づくりに取り組みます。
- (2) 福祉避難所運営訓練を実施し、四万十市や地域と連携していきます。
- (3) 地域の行事に積極的に参加し、地域との信頼関係作りに努めます。
- (4) 蕨岡小学校との七夕交流会や、スポーツ交流会での関わりの中で、小学生に障害について知ってもらう機会としていきます。
- (5) 施設行事に地域ボランティアを要請し、利用者、職員、ボランティアの方々との関わりや連携を深めていきます。
- (6) 地域連携推進会議を開催し、利用者と地域の人との関係作りをはじめ、利用者、施設への理解の促進および、施設サービスの透明性や質の確保を図っていきます。

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：多機能型事業所 四万十工房

事業種別：就労継続支援B型事業
生活介護事業

令和7年度 多機能型事業所 四万十工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

就労継続支援B型事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活介護事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護並びにその他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供並びにその他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

2. 運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること及びその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めます。
- (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他のサービスを行う者及びその他の保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

特にありません。

(2) 工事関係

- ・階段手摺の固定修繕工事 48,400 円
- ・照明設備のLED化の検討

4. 利用者支援

(1) 就労継続支援B型

営業時間	8:45～16:30
------	------------

【一日のスケジュール】

時 間	活 動 内 容
8:45	利用者受入れ
8:50	ラジオ体操、朝礼（一日の作業内容を利用者へ説明）
	午前の作業開始（ピーマン袋詰め及び四万十市庁舎清掃）
	<休憩> 10:00～10:15

12：00	午前の作業終了昼食・お昼休み
13：00	午後の作業開始（リサイクル、薪、木工、手芸ほか）
	<休憩> 15：00～15：15
16：00	事業所内トイレ清掃
16：15	一日の作業終了
16：25	夕礼
16：30	利用者見送り

【作業内容】

作業時間	9：00～16：15（うち休憩時間は午前・午後各15分、昼1時間）		
作 業	受託作業	薪作業	自主製品
内 容	各種受託業務 【施設外作業】 ・四万十市庁舎清掃 【内職的作業】 ・ピーマン袋詰め ・リサイクル作業 ・ケナフ皮剥ぎ ・事業所内トイレ清掃	【通常薪】 仕入れた広葉樹原木を30cmにカットした後、割り、乾燥の工程を経て箱詰め又は結束して出荷 【コロコロ薪】 通常薪製造過程でできた端材を割って、乾燥させ、箱詰めして出荷	【木工作業】 鍋敷き、小物入れ、ストラップ等を作成・販売 【手芸】 干支や動物マスコットのストラップの作製・販売
得意先など	・四万十市役所 ・地元ピーマン農家 ・㈱四国解体工業 ・地元ケナフ農家	・Tao craft ・㈱フタガミ ・直売	・道の駅「なぶら」 ・道の駅「とおわ」 ・サンリバー四万十 ・四万十新ロイヤルホテル ・四万十の碧 ほか

【健康管理】

検診等の予定	・内科検診 1回／年（5・12月）木俣病院 ・歯科検診 1回／年（11月）松岡歯科 ・精神検診 2回／年（10・3月）渡川病院 ・インフルエンザ予防接種 1回／年（11月）小原外科 ・コロナワクチン接種は未定 ・血圧・体重測定（1回／月）
--------	--

（2）生活介護

営業時間	8：45～16：30
------	------------

【一日のスケジュール】

時 間	活 動 内 容
8：45	利用者受入れ
8：50	ラジオ体操、朝礼（一日の活動内容を利用者へ説明）

	午前の活動開始（ピーマン袋詰め又はワーク・創作活動など）	
	＜休憩＞10：00～10：15	
12：00	午前の活動終了昼食・お昼休み	
13：00	午後の活動開始（創作活動、体力維持活動、余暇活動など）	
	＜休憩＞15：00～15：15	
16：00	事業所内清掃	※送迎車を活用する利用者は、この時間内に入所、退所する。
16：15	一日の活動終了	
16：25	夕礼	
16：30	利用者見送り	

【活動内容】

活動時間	9：00～16：15（うち休憩時間は午前・午後各15分、昼1時間）			
活動内容	生産活動	創作活動	体力維持活動	余暇活動
	・ピーマン作業 ※その他、就労Bが請負う作業の一部を状況に応じて可能な限り補助する。	・スピリットアート出展 ・四万十市美術展出展 ・日常的に各々の嗜好に応じた作品づくりに取り組む。	・散歩やウォーキング ・体育館でのレクリエーション活動 ・野外活動 ・スポーツ大会練習 ・事業所内、地域の美化活動	・DVD鑑賞 ・カラオケ ・ドライブ ・絵本の読み聞かせ ・行事（月1回）
	活動を通じて、社会参加していることを感じられるよう支援します。また、行事・イベントは体験の幅を広げる企画とします。			
生活面	・食事や排せつ、入浴等、日常生活面での必要な支援を、利用者の立場に立って丁寧に行います。 ・家庭や生活の場と連携し、ADLの向上を目指すとともに、整容、健康面、衛生面等の助言や支援を行います。			

【健康管理及び感染症対策】

検診等の予定	・内科検診 1回／年（5・12月）木俣病院 ・歯科検診 1回／年（11月）松岡歯科 ・精神検診 2回／年（10・3月）渡川病院 ・インフルエンザ予防接種 1回／年（11月）小原外科 ・コロナワクチン接種は未定 ・血圧・体重測定（1回／月）
--------	--

5. 実施行事予定（岩田拠点）

月	行 事 名		
	生活介護	就労継続支援 B 型	岩田拠点
4 月	お花見		
5 月	水族館（SATOUMI）		高知県障害者スポーツ大会（陸上他）
6 月	紫陽花鑑賞		ソフトボール・ソフトバレーボール交流会
7 月	夏祭り	ふれあい直売会	
8 月	ドライブ		オンラインじゃんけん大会
			しまんと納涼花火大会
9 月	バーベキュー（合同）		軽スポーツ交流ボッチャ大会
10 月	みかん狩り		外へ飛び出せ運動会
			土岐神社祭り
			高知県障害者スポーツ大会（フライングディスク）
11 月	お菓子づくり		幡多地区チャレンジ陸上記録会
			ゆうあいスポーツ四国大会（愛媛）
12 月	クリスマス会（合同）		ピアふれあい 2 1
			わかふじ寮ふれあい行事（四電慰問）
			君がスターだ★本気のカラオケ大会
			生バンド歌謡ショー
			ぼっち村忘年会
1 月	お正月遊び		
2 月	節 分		
3 月	年度末行事（合同）		

6. 利用者状況（令和 7 年 4 月 1 日 予定）

（1）就労継続支援 B 型

- ① 定員・現員状況 定員：10 名／現員：9 名（男性：7 名／女性：2 名）
 ② 利用者平均年齢 44.1 歳
 ③ 平均障害支援区分 3.4 （法定配置基準 10：1）

障害区分	男性	女性	合計
区分 4	4	0	4
区分 3	3	2	5
合 計	7	2	9

(2) 生活介護

① 定員・現員状況 定員：20 名／現員：21 名（男性：14 名／女性：7 名）

② 利用者平均年齢 39.9 歳

③ 平均障害支援区分 4.3 (法定配置基準 5 : 1)

障害区分	男性	女性	合計
区分 6	2	1	3
区分 5	4	0	4
区分 4	6	6	12
区分 3	2	0	2
合 計	14	7	21

7. 職員体制

(1) 雇用形態別

雇用形態	男性	女性	合計
正職員	4	4	7
臨時職員	1	1	2
再雇用職員	1	1	2
合計	6	6	12

(2) 【就労継続支援 B 型】職員配置状況 (法定配置基準 10 : 1)

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.5
サービス管理責任者	1	1				0.5
生活支援員	1			1		1
職業指導員	1	1				1
事務員	1	1				0.5
合 計	5	3	1	1	0	3.5

(3) 【生活介護】職員配置状況 (法定配置基準 5 : 1)

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.5
サービス管理責任者	1	1				0.5
生活支援員	5		2		3	6
事務員	1		1			0.5
看護職員	1		1			0.5
合 計	10	1	5	0	3	8.0

8. 虐待防止・事故防止・苦情対応等（岩田拠点共通）

（1）虐待防止

利用者の権利擁護、虐待防止等のため、虐待防止責任者を選定するとともに、虐待防止マネージャー及び虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備しています。委員会での検討結果は職員に周知し、虐待防止啓発のための研修を実施することなどにより、徹底した人権教育を行います。虐待防止委員会は、身体拘束適正化検討委員会と一体的に運用しています。研修計画は別途記載します。

（2）事故防止・対応

日頃から、ヒヤリハット事例の検討をするなど、重大な事故を未然に防ぐための取組を実施します。事故や怪我等、緊急事態が生じた際のフローチャートを作成し、職員に周知することで、万一の際にスムーズな対応ができるよう体制を整えます。同時に県・市町村、利用者の家族等に連絡を行い、速やかに医療機関へ連絡・通院するなど必要な措置を講じます。また、高知県による「事故発生時の報告取扱要領」に沿って適切に対応し、利用者等に対して、丁寧に説明・謝罪を行います。

（3）苦情対応等

サービスに関する苦情や相談の申し立て先を、利用者等に重要事項説明書で説明するとともに事業所へ掲示して周知します。苦情の申し立てがあったときは、苦情解決マニュアルに沿って速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について利用者等に説明します。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	山沖直樹（社会福祉法人一条協会 監事・司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土日・祝日を除く）

9. 防災及び感染症 BCP 等（岩田拠点共通）

（1）消防訓練

消防署に届ける消防計画に基づき消防訓練を実施します。

種 別		実施月	訓 練 内 容
総合訓練		3 月	消火、通報、避難訓練を総合的に実施し、必要に応じて消防機関へ指導要請を行う。
部分訓練	消火訓練	1・3・7・9 月	消火器具の取扱要領、消火技術の習熟を図る。
	通報訓練	1・3・7・9 月	消防機関（119）への通報要領、関係者への連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	1・3・7・9 月	避難誘導、避難器具等の取扱要領の習熟を図る。

（2）災害時 BCP の策定及び運用、教育・訓練計画

岩田拠点の災害時に関する「BCP の策定体制」、「平常時における BCP の運用推進体制」及び「緊急時における対策本部体制」を定めます。BCP 及び初動対応マニュアル、緊急時の対策本部体制については、毎年 4 月（年 1 回）に更新します。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新します。

【教育・訓練年間スケジュール】

内 容	主な目的	対 象	実施時期及び回数
岩田拠点 合同避難訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、通所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	岩田拠点の 全職員及び 通所利用者	年 4 回
グループホーム 防災訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、入所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	ぼっちり村 の職員及び 入居利用者	年 6 回 偶数月
安否確認訓練	・職員への意識づけ。 ・LINE を利用した安否確認の実践。 ・災害伝言ダイヤル（171）の実践。	岩田拠点の 全職員	年 1 回 9 月
座学研修	・南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。	岩田拠点の 全職員	年 1 回
机上型訓練	・BCP の検証と改善点の洗出し。 ・災害対策本部メンバーの対応力向上。	岩田拠点の 全職員	年 1 回 11 月

(3) 感染症 BCP の策定及び運用、教育・訓練計画

岩田拠点の「感染症 BCP」「感染症対策指針」「感染対策マニュアル」を定め、その内容を職員に周知することで、日頃から感染予防に努めるとともに、事業所内で感染者が発生した際に適切な対応ができるよう体制整備をします。

【教育・訓練計画】

研 修 名	実施月	対象者	実施主体
感染症対策研修	10 月 12 月	全職員	感染対策委員会
感染症対策訓練	1 月 3 月	全職員	感染対策委員会

10. 研修・会議等（岩田拠点共通）

法人理念を踏まえた質の高い支援を行うためには、これを行う職員が高い職業倫理と正しい姿勢を身につけ、様々な状況に対応できる実践力を磨く必要があります。いずれも一朝一夕に到達できるものではありませんが、OJT（職場内研修）、OFF-JT（職場外研修）、自己研修の活用や、スーパービジョン、職場の仕事の見える化など、一步一步、着実に取り組みを進めます。また事業継続や加算獲得といった視点からも必要な資格取得に向けた研修計画を作成し実行します。

【外部研修】

実 施 主 体	主な研修	対 象 者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層別研修	内容に応じて 1～2 名
	その他	内容に応じて 1～2 名
日本・高知県知的障害者福祉協会	管理者等会議・研修等	管理者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて 1～2 名
	防災研修	防災委員 1～2 名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて 1～2 名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて 1～2 名

【内部研修】

研 修 名	実施月	対象者	実施主体
熱中症予防研修	6 月	全職員	看護職員
身体拘束適正化に関する研修	7 月	全職員	身体拘束適正化等検討委員会
権利擁護・虐待防止研修	9 月	全職員	虐待防止委員会
救急救命講習	9 月	全職員	看護職員担当（外部講師）

【会議等】

会 議 名	実施月	対 象 者	内 容
職員会	毎月	四万十工房全職員ほか	各部門からの報告と協議
ぼっちり村職員会	毎月	ぼっちり村全職員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	サービス管理責任者 及び生活支援員・職業指導員	利用者支援全般に関すること
個別支援検討会議 (意思決定支援会議)	基本 9・3 月	利用者とサービス管理責任者 及び生活支援員・職業指導員	利用者本人が会議に出席し、個別支援計画の検討・評価・見直しを行う。

【委員会活動】

委員会名	活 動 内 容
虐待防止委員会 (身体拘束適正化等検討委員会と一体的に運用する)	利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。 ・虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案及び実施。 ・虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 ・身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 ・やむを得ず身体拘束をする場合の3要件及び記録の整備等についての周知。
防災委員会	非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策及び事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・初動対応マニュアル及びBCPの作成、点検、見直し。 ・非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。
感染症対策委員会	一般的な感染症及び未知なる感染症から利用者、職員を守るため、事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・感染症対策指針及びマニュアル、新型感染症BCPの作成・点検・見直し。 ・感染症対策のための訓練計画、実施。
栄養管理委員会	給食における安全性及び衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことで、食事面でのサービスの質向上・改善を行います。

11. 令和 7 年度の重点課題

令和 6 年 4 月から定員 30 名の多機能型事業所四万十工房（就労継続支援 B 型事業：定員 10 名、生活介護事業：定員 20 名）へ統合・再編してスタートを切りました。岩田拠点での経験がないサービス管理責任者を迎え、現場職員の中で障害者福祉職の経験が浅い職員が半数近くを占める状態で混乱の連続でした。半年を越えた辺りから少しずつ落ち着き始め、各職員が利用者を知り業務にも慣れてきたところです。

（1）就労継続支援 B 型

- ① 利用者の定員数確保
- ② 平均月工賃のアップ
- ③ 地域交流

就労継続支援 B 型は、利用者の現員が 9 名と定員を割っているうえ、B 型の報酬体系が前年の平均工賃月額実績に依るため、前年実績のない事業所は最低報酬単価となり経済的に厳しい状況でした。令和 7 年度は、報酬単価の面では改善が見込まれます。利用者数については、魅力ある工賃の確保、作業内容や労働環境について不断の精査・追及をすることで、まずは定員の確保を実現します。作業面においては大きな混乱はなく、収益も年度始めに予測していた値と大差ありませんでした。令和 7 年度は、新しい作業科目を取り入れることにより、更に工賃アップを目指します。また、現在は薪を遠方から購入に来てくださる方もおり、一定の需要があることはわかってきました。団地の中に立地している利点を活用して、防災薪として提案したり、イベントを企画するなどして、地域交流の機会をつくり地域とのいい関係を構築していきたいと考えています。

（2）生活介護

- ① 利用者の定員数増
- ② 豊かな活動の提供

令和 6 年度、生活介護は、職員がまず利用者のことや障害者福祉について知ることからでした。日々のスケジュールを消化することが精一杯というところから脱皮して、令和 7 年度は、活動に豊かさや意味を求めていきたいと考えています。例えば、ウォーキングや野外活動の際は、その活動の意義にもう一つの目的を加え、創作活動で使う材料を拾って来て次の活動へ繋げる足掛かりとしたり、スポーツ大会に参加するのであれば「参加する」だけではなく、目標を設定し、それに向けて練習するなどの取り組みを行います。また、経営面を考えると利用者の数を増やすことは必要不可欠です。利用者の現員は 21 名と定員は満たしていますが、利用率を勘案すると定員の 100%を割っているのが現状です。魅力ある活動を提供していることを、特別支援学校や地域の相談支援事業所に発信すること等を通じて、新規利用者の獲得を実現します。

令和 7 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：共同生活援助事業所 ぼっちり村

事業種別：共同生活援助事業

令和7年度 共同生活援助事業所 ぼっちり村 事業計画

1. 事業の実施概要

ぼっちり村は、利用者が地域で共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において、利用者の身体及び精神の状態並びにその置かれている環境に応じ、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を、適切かつ効果的に行います。

2. 運営方針

- (1) 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の提供に努めます。
- (3) 地域との結び付きを重視し、市町村その他障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めます。

3. 購入・工事関係

- (1) 購入関係
 - ・ 公用車1台のスタッドレスタイヤ 44,000 円
- (2) 工事関係
 - ・ 特にありません

4. 利用者支援

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、利用者が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成し、心身の状況や意向、適性、障害特性に応じた自立と日常生活の充実に資するよう支援を行います。

【支援内容】

①食事提供支援	平日：朝・夕 休日等：朝・昼・夕など
②環境整備	・ 各ホームの居室及び共有スペースの整理・清掃の支援 ・ 各利用者の私物（衣類など）の確認・管理及び処分などの支援 ・ 利用者に対する環境整備の意識付け・スキル習得への支援 ・ 感染症予防対策
③健康管理支援	・ 健康状態のチェック ・ 生活習慣病の予防・・・注意喚起・受診勧奨・食事調整 ・ 病院受診・通院支援と静養時の支援 ・ 感染症予防対策 ・ 看護職員による健康管理についての助言・指導

④相談・助言支援	・ 社会生活上の法令遵守と共同生活におけるルールとマナー ・ 体調管理 ・ 対人関係の不安や悩み ・ 将来の進路
⑤余暇支援	・ 散歩や運動の同行支援 ・ 外食支援 ・ 買い物同行支援・代行支援 ・ 地域行事への参加調整 ・ イベント・行事などの企画・運営
⑥金銭出納支援	共同生活援助サービスに係る費用や、その他の費用（小遣いなど）の金銭管理
⑦家族支援	・ 本人及び家族のニーズの把握 ・ 帰省の連絡調整（週末・年末年始・GW・盆など） ・ 必要事項の連絡・報告
⑧緊急時支援	緊急時は「緊急時対応マニュアル」に基づき対応

5. 実施行事予定

実施月	予 定	場 所	参加者
5 月	高知県障害者スポーツ大会（陸上）	春野総合運動公園	希望者
6 月	ソフトボール・ソフトバレーボール交流会	障害者スポーツセンター	希望者
8 月	オンラインじゃんけん大会	WEB 開催	希望者
	しまんと納涼花火大会	四万十川河川敷	希望者
10 月	外へ飛び出せ 運動会	宿毛市総合運動公園	希望者
	土岐神社祭り	古津賀拠点	希望者
	高知県障害者スポーツ大会（F D）	春野総合運動公園	希望者
11 月	幡多地区チャレンジ陸上記録会	宿毛市総合運動公園	希望者
	ゆうあいスポーツ四国大会	愛媛県松山市	希望者
12 月	ピアふれあい 21	未定	全員
	ぼっちり村 忘年会	四万十市内 飲食店	希望者
	わかふじ寮ふれあい行事（四電慰問）	古津賀 わかふじ寮	希望者
	君がスターだ★本気のカラオケ大会	四万十市	希望者
	生バンド歌謡ショー	四万十市	希望者
2 月	豆まき	岩田地区	希望者

6. 利用者状況（令和7年4月1日 予定）

- ① 定員・現員状況 定員：30名／現員：30名（男性：20名／女性：10名）
 ② 利用者平均年齢 45.1歳（男性：45.5歳／女性：44.9歳）
 ③ 平均障害支援区分 3.4（男性：3.65／女性：2.9）
 ④ 各ホームの状況

ホーム名	障害支援区分							平均年齢
	1	2	3	4	5	6	平均	
こだま荘		1	3	1			3.0	50.80歳
あおい荘		4	1				2.2	45.60歳
やまびこ荘			2	4			3.7	41.67歳
とき荘				4			4.0	38.25歳
いちご荘			2	2	2		4.0	48.66歳
うさぎ荘			2	2			3.5	44.00歳
男性	0	1	7	10	2	0	20名	44.90歳
女性	0	4	3	3	0	0	10名	45.50歳
合計	0	5	10	13	2	0	30名	45.10歳

⑤ 利用者通所・就労状況

ホーム名	生活介護	就労継続支援B型	一般就労
こだま荘	1名	0名	清掃業2名、塗装業1名、ハウスキーパー1名
あおい荘	0名	1名	ホテル清掃1名、ハウスキーパー3名
やまびこ荘	4名	2名	
とき荘	2名	2名	
いちご荘	4名	2名	
うさぎ荘	2名	1名	ハウスキーパー1名
合計	13名	8名	9名
	30名		

7. 職員体制

（1）雇用形態別

雇用形態	女 性	男 性	合 計
正職員	1	1	2
臨時職員	1	0	1
世話人	0	0	0
世話人（世話人）	8	0	8
パート職員	2	3	5
合 計	12	4	16

(2) 職員配置状況

<法定配置基準>

職 種	基 準	人 数	備 考
サービス管理責任者	30 : 1	1	
世話人	6 : 1	4.87	
生活支援員	*	3.68 (常勤換算)	* 基準は利用者支援分より算出

<実際の配置>

職 種	現員	区 分				常勤換算数
		正職員		左以外		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.5
サービス管理責任者	1	1				1
生活支援員	3			3	1	4
世話人	6			6		5
夜間支援員	4			3	1	2.9
合 計	15	1	0	12	1	13.9

(3) 職員勤務状況

勤務場所	ホーム名	勤務内容	
市 内	こだま荘 あおい荘	世話人（平日） 6:00 ～ 8:30 16:00～20:00 （土日） 配置なし	
		生活支援員	
		代替世話人	世話人に準ずる
		日 勤	9:00 ～ 16:30
岩田地区	やまびこ荘 とき荘 いちご荘 うさぎ荘	世話人（平日） 6:15 ～ 8:45 16:00～20:00 （土日） 6:15 ～ 13:30 12:45～20:00 又は 10:00 ～ 13:00 14:30～18:00	
		生活支援員	
		代替世話人	世話人に準ずる
		日 勤	9:00 ～ 16:30
ぼっちり村 事務所		サービス管理責任者 8:30 ～ 17:30 事務員 8:30 ～ 17:30	

8. 虐待防止・事故防止・苦情対応等（岩田拠点共通）

（1）虐待防止

利用者の権利擁護、虐待防止等のため、虐待防止責任者を選定するとともに、虐待防止マネージャー及び虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備しています。委員会での検討結果は職員に周知し、虐待防止啓発のための研修を実施することなどにより、徹底した人権教育を行います。虐待防止委員会は、身体拘束適正化検討委員会と一体的に運用しています。研修計画は別途記載します。

（2）事故防止・対応

日頃から、ヒヤリハット事例の検討をするなど、重大な事故を未然に防ぐための取組を実施します。事故や怪我等、緊急事態が生じた際のフローチャートを作成し、職員に周知することで、万一の際にスムーズな対応ができるよう体制を整えます。同時に県・市町村、利用者の家族等に連絡を行い、速やかに医療機関へ連絡・通院するなど必要な措置を講じます。また、高知県による「事故発生時の報告取扱要領」に沿って適切に対応し、利用者等に対して、丁寧に説明・謝罪を行います。

（3）苦情対応等

サービスに関する苦情や相談の申し立て先を、利用者等に重要事項説明書で説明するとともに事業所へ掲示して周知します。苦情の申し立てがあったときは、苦情解決マニュアルに沿って速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について利用者等に説明します。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	山沖直樹（社会福祉法人一条協会 監事・司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土日・祝日を除く）

9. 防災及び感染症 BCP 等（岩田拠点共通）

（1）消防訓練

消防署に届ける消防計画に基づき消防訓練を実施します。

種 別		実施月	訓 練 内 容
総合訓練		3 月	消火、通報、避難訓練を総合的に実施し、必要に応じて消防機関へ指導要請を行う。
部分訓練	消火訓練	1・3・7・9 月	消火器具の取扱要領、消火技術の習熟を図る。
	通報訓練	1・3・7・9 月	消防機関（119）への通報要領、関係者への連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	1・3・7・9 月	避難誘導、避難器具等の取扱要領の習熟を図る。

(2) 災害時 BCP の策定及び運用、教育・訓練計画

岩田拠点の災害時に関する「BCP の策定体制」、「平常時における BCP の運用推進体制」及び「緊急時における対策本部体制」を定めます。BCP 及び初動対応マニュアル、緊急時の対策本部体制については、毎年 4 月（年 1 回）に更新します。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新します。

【教育・訓練年間スケジュール】

内 容	主な目的	対 象	実施時期 及び回数
岩田拠点 合同避難訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、通所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	岩田拠点の 全職員及び 通所利用者	年 4 回
グループホーム 防災訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、入所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	ぼっちり村 の職員及び 入居利用者	年 6 回 偶数月
安否確認訓練	・職員への意識づけ。 ・LINE を利用した安否確認の実践。 ・災害伝言ダイヤル（171）の実践。	岩田拠点の 全職員	年 1 回 9 月
座学研修	・南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。	岩田拠点の 全職員	年 1 回
机上型訓練	・BCP の検証と改善点の洗出し。 ・災害対策本部メンバーの対応力向上。	岩田拠点の 全職員	年 1 回 11 月

(3) 感染症 BCP の策定及び運用、教育・訓練計画

岩田拠点の「感染症 BCP」「感染症対策指針」「感染対策マニュアル」を定め、その内容を職員に周知することで、日頃から感染予防に努めるとともに、万一、事業所内で感染者が発生した際に慌てず適切な対応ができるよう体制整備をします。

【教育・訓練計画】

研 修 名	実施月	対象者	実施主体
感染症対策研修	10 月 12 月	全職員	感染対策委員会
感染症対策訓練	1 月 3 月	全職員	感染対策委員会

10. 研修・会議等（岩田拠点共通）

法人理念を踏まえた質の高い支援を行うためには、これを行う職員が高い職業倫理と正しい姿勢を身につけ、様々な状況に対応できる実践力を磨く必要があります。いずれも一朝一夕に到達できるものではありませんが、OJT（職場内研修）、OFF-JT（職場外研修）、自己研修の活用や、スーパービジョン、職場の仕事の見える化など、一步一步、着実に取り組みを進めます。また事業継続や加算獲得といった視点からも必要な資格取得に向けた研修計画を作成し実行します。

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層別研修	内容に応じて1～2名
	その他	内容に応じて1～2名
日本・高知県知的障害者福祉協会	管理者等会議・研修等	管理者等
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修	防災委員1～2名
高知県社会福祉法人経営協議会	経営青年会セミナー等	内容に応じて1～2名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【内部研修】

研修名	実施月	対象者	実施主体
熱中症予防研修	6月	全職員	看護職員
身体拘束適正化に関する研修	7月	全職員	身体拘束適正化等検討委員会
権利擁護・虐待防止研修	9月	全職員	虐待防止委員会
救急救命講習	9月	全職員	看護職員担当（外部講師）

【会議等】

会議名	実施月	対象者	内容
職員会	毎月	四万十工房全職員ほか	各部門からの報告と協議
ぼっちり村職員会	毎月	ぼっちり村全職員	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	サービス管理責任者及び 生活支援員・職業指導員	利用者支援全般に関すること
個別支援検討会議 （意思決定支援会議）	基本 9・3月	サービス管理責任者及び 生活支援員・職業指導員	利用者本人が会議に出席し、個別 支援計画の検討・評価・見直しを 行う。

【委員会活動】

委員会名	活 動 内 容
虐待防止委員会 (身体拘束適正化等検討委員会と一体的に運用する)	利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。 ・虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案及び実施。 ・虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 ・身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 ・やむを得ず身体拘束をする場合の3要件及び記録の整備等についての周知。
防災委員会	非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策及び事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・初動対応マニュアル及びBCPの作成、点検、見直し。 ・非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。
感染症対策委員会	一般的な感染症及び未知なる感染症から利用者、職員を守るため、事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・感染症対策指針及びマニュアル、新型感染症BCPの作成・点検・見直し。 ・感染症対策のための訓練計画、実施。
栄養管理委員会	給食における安全性及び衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことで、食事面でのサービスの質向上・改善を実施。

11. 令和7年度の重点課題

令和6年度は定員30名、現員30名でスタートしましたが、約8か月間定員割れの期間があり収益的には厳しい状況でした。現在は定員を満たしており、これを維持することがグループホームの事業を継続していく上で必要不可欠です。利用者の定員割れが生じたときの対応、職員の確保、建物・設備の老朽化対策等、課題は山積しており、今後も厳しい状況は続くと思われます。

(1) 職員の配置等

令和7年度は昨年同様、グループホーム事業の継続に向けての安定した運営体制について更なる検証が必要です。岩田にあるホームの定員数を含め、いくつかのシミュレーション等をし、現在の状態が最善であるかを検証します。休日の利用者支援については、令和6年度、相対的に見て自立度が高い市内の2ホームについて、世話人の配置をほぼなくした結果、大きな混乱はなく進んでいます。経営面を考慮すると、職員配置の更なる工夫や調整を検討する必要があります。服薬支援が必要であったり、休日に買い物に行けない利用者への支援をどのように工夫するか等の検討をしつつ、適切なサービス水準を考慮した最適な職員配置を目指します。

(2) 人員の確保

令和7年4月から適用予定の世話人及びパートタイム職員の「継続雇用の取扱い(内規)」により、高齢化率の高いぼっち村全体の職員の確保が大きな課題となることが予測されます。人材以前の人員確保が困難な状況の中、厳しい状況が続くと思われますが、他法人の成功例などを参考にしながら課題解決に取り組めます。

(3) 地域連携推進会議

令和7年度4月から地域連携推進会議の設置が義務化されます。利用者がその人らしく安心して暮らすことができるよう、地域との連携を推進し、その取り組みを通してオープンな事業運営を目指します。

(4) ホーム建物・設備の老朽化対応

ホームの建物や設備の維持管理も重要なことです。ぼっち村6ホームの内、4ホームは当法人の財産であると同時に、利用者の大切な生活の場です。修繕やメンテナンスが必要な際は、都度、優先度やコスト面を考慮しつつ早急に対応することで、最小限の経費で抑えることができると同時に、利用者の生活環境を守ることに繋がります。日頃から建物や設備の点検を通じて適時の対応を行います。